

平成 30(2018)年度第 11 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 31(2019)年 3 月 13 日（水）14 時 01 分 ～ 14 時 27 分

場 所： 板橋校舎 1 号館 1-B108 教室兼会議室

構成員数： 8 名（定足数 4 名）

出席者： 8 名（定足数充足）

欠席者： 0 名

議長： 植村栄治（法務研究科長）

議 案：

議案 1. 2019 年度法務研修生の選考について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、2019 年度法務研修生候補者 12 名（新規 4 名を含む）の受け入れについて、全員を合格とする説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

報告承認事項：

1. 2019 年度在校生ガイダンスの不実施について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、来年度の履修者は 1 名のみであるため、履修を要さない他の 4 名の在學生と併せ当該 1 名に対してもガイダンスを実施せず、5 名各自に対し必要な案内書類（履修・施設利用・学費納入・健康診断）の郵送を以て代え、質問等はメールで対応する旨報告が為された。教授会はこれを承認した。

報告事項：

1. 平成 30(2018)年度大東文化大学学位記授与式について

議長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度学位記授与式は 3 月 20 日 10 時 30 分より東京国際フォーラムで実施され、学位記交付は、法務研究科は板橋校舎 1-512 演習室において 13 時 30 分より実施する旨説明があり、総代、副総代の確認が為され、教員の出席が呼びかけられた。

2. 後期成績について

議長の指名により教務委員会委員長より、後期の成績について異議申し立てが為されなかったため、前回の教授会通り確定した旨報告が為された。

3. その他

(1) 2019 年度 法務研究科（法科大学院）各種委員会委員一覧表再配布について

議長より、2 月教授会時に配布した 2019 年度 法務研究科（法科大学院）各種委員会委員一覧の中に給付金等認定委員会の記入漏れがあったため、追記したものを再配布する旨報告が為された。

(2) 2019 年度大学院役職者について

議長より、法務研究科の新執行部も明記された平成 30(2018)年度大学院役職者一覧について報告が為された。

(3) 来年度（2019 年度）の法務研究科事務室態勢について

議長の指名により事務室事務長より、2019 年度に向けて、事務長が大学院事務室事務長に配置転

換となり、法務研究科事務室事務長を兼務することになった、専門嘱託職員はそのままである、事務長については、今後は大学院事務室における業務が本務となる、法務研究科に係る業務、とりわけ土曜日の窓口対応態勢については、法務研究科業務を兼務する大学院事務室のスタッフの協力を得ていく方向である旨報告が為された。

予定された議案の審議及び報告の終了後、議長から、3月11日（月）に開催された大学院研究科委員長会議並びに大学院評議会において、当研究科の2名の教授の名誉教授推薦が承認された旨の連絡が為された。

教務委員会委員長から、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会へ提出されたが、司法試験の時期等の変更が予想され修了生に影響が出てくるであろう旨報告が為された。議長から、これが成立すれば、2023年度から法科大学院修了前に司法試験受験が可能になり、合格した場合でも法科大学院を修了してからでないと司法修習生に採用されないため、司法修習所入所は現行の12月から4月くらいに変更される可能性がある、なお、選択科目に変更はなさそうである旨の説明が為された。教授会構成員から、日弁連では司法試験の時期は法科大学院の授業運営に支障をきたさないように1月くらいにすることを提案していた、法学部生が飛び級で法科大学院に進学できる制度も導入されるため、法学部との連携も視野に入れていく動向である旨報告が為された。教務委員会委員長から、今年度を実施した司法試験合格者体験談報告に法学部の学生が熱心に参加していたが、本学の法学部に対して何か協力できることはないか、模索していく必要がある旨意見が開陳された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は14時27分閉会を宣した。

以上